

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		生活困窮者住居確保給付金の支給の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		①生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号） ②さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		①第 6 条第 1 項 ②第 6 条第 52 号
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市内に居住地を有する生活困窮者で次のいずれにも該当する者に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給する。</p> <p>(1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある者であること。</p> <p>(2) 申請日において、65 歳未満であって、かつ、離職等の日から 2 年以内であること。</p> <p>(3) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。</p> <p>(4) 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の 1/12）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。</p> <p>(5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額に 6 を乗じて得た額（ただし、100 万円を超えないものとする。）以下であること。</p> <p>(6) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。</p> <p>(7) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者等に対する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。</p> <p>(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。</p>
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定平成 30 年 10 月 1 日最終改正

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合はその理由)	14日 (申請から必要書類が提出されるまでの期間を除き、土日・祝日等を含む。)
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		